

公共図書館運営における 地域住民との関係構築

荻原幸子（専修大学）



○自己紹介

大学図書館勤務 ⇒ 専修大学（1996年～

➤ 教育活動

司書課程，司書教諭課程，学校司書課程

➤ 社会貢献活動

新潟県立図書館協議会（2012年度～）

➤ 研究活動

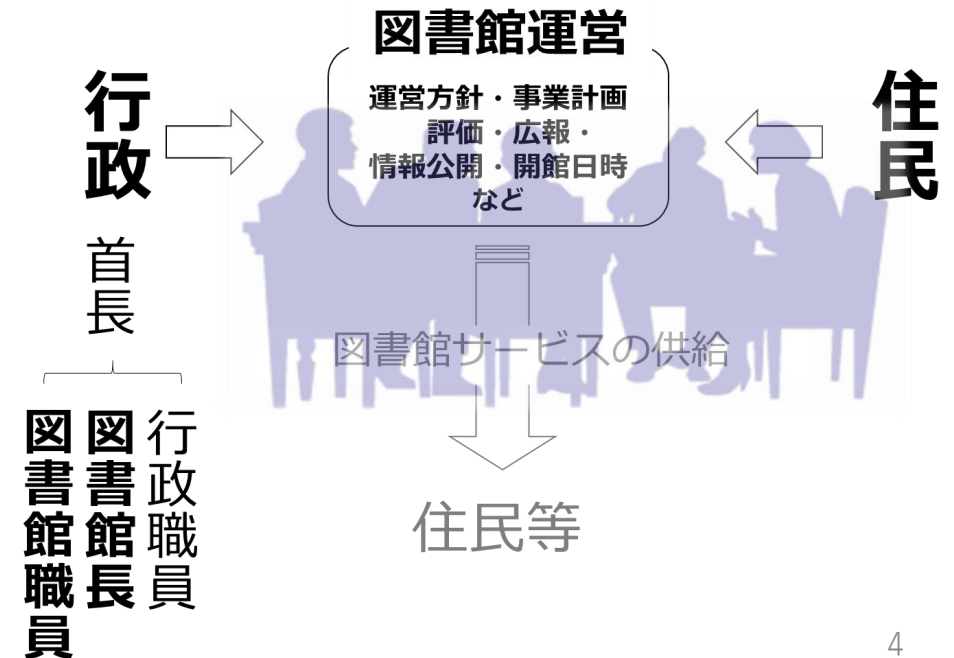
公共図書館運営における図書館と住民との関係性

○本日の構成

1. 研究の枠組み
 2. 「実践」としての図書館協議会
-
3. 注目される「実践」
おおきなかぶ月例会議（田原市図書館）
 4. おわりに

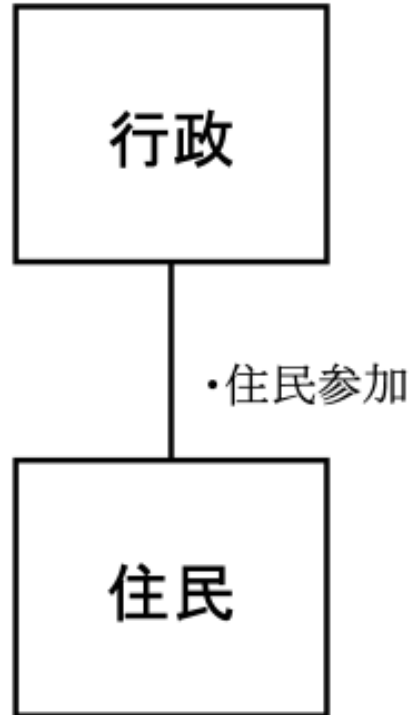
1. 研究の枠組み

- ガバメントからガバナンス
- New Public Management 論の発展
ー市民主導型モデルの潮流
- イギリスの地方政府における行政改革の動向
- 熟議民主主義論の適用
- 図書館と住民の関係の変遷

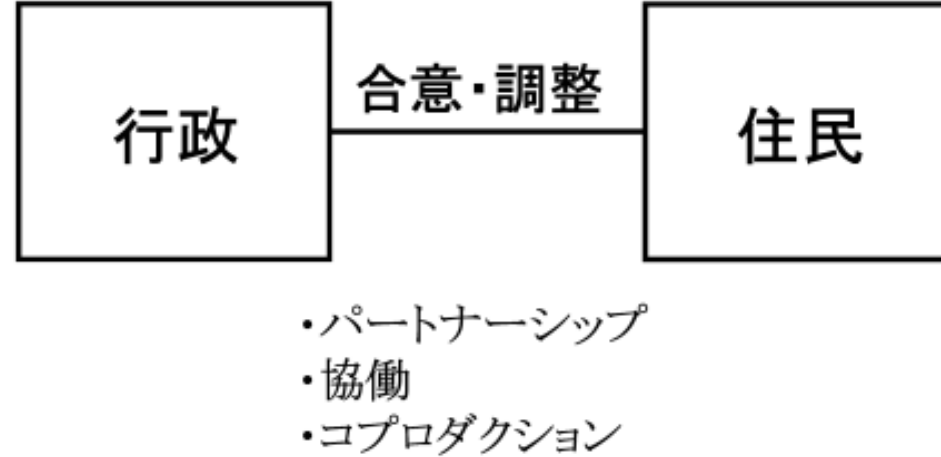


● 「ガバメント」から「ガバナンス」へ

ガバメント(Government)



ガバナンス(Governance)



第4図 ガバメントからガバナンスへ

●New Public Management 論の発展—市民主導型モデルの潮流

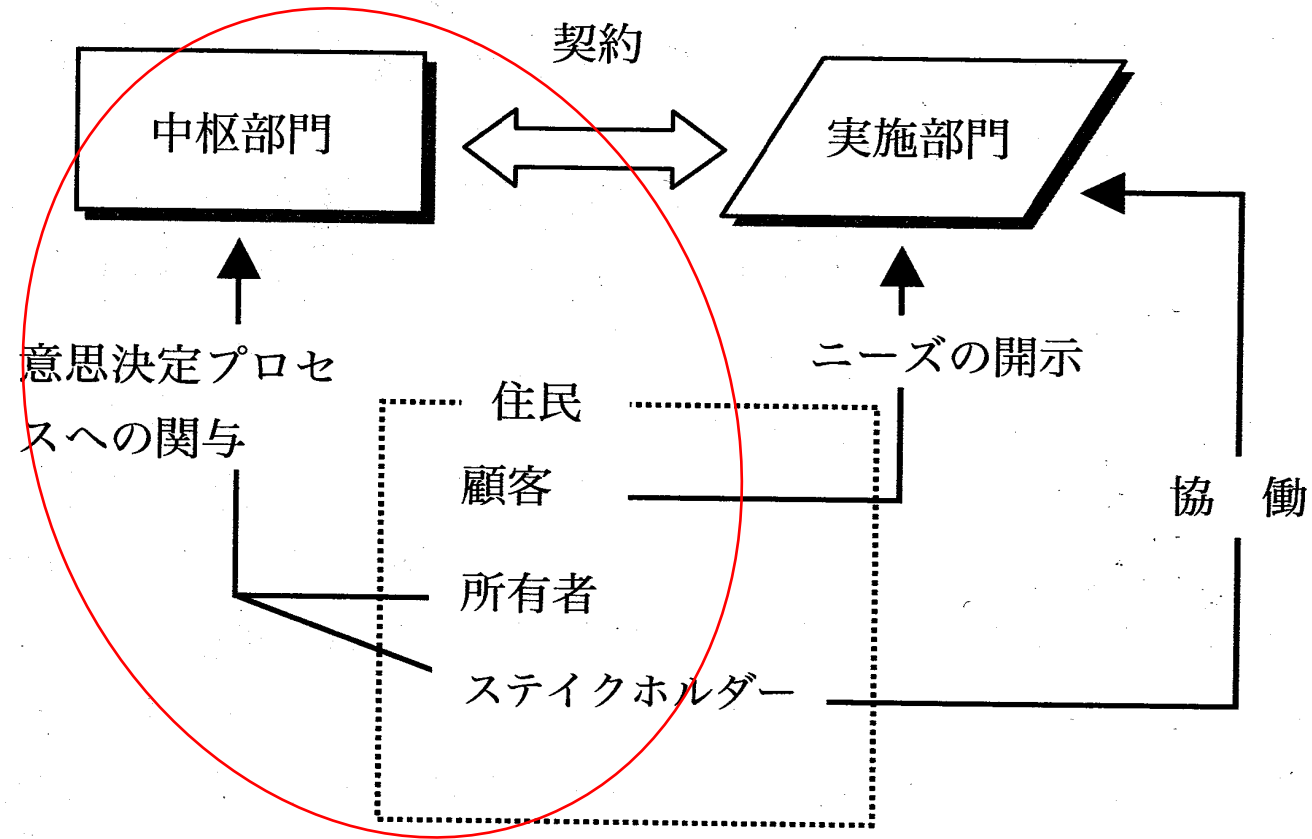


図1 市民主導型モデルの住民の位置づけ



●イギリスの地方政府における行政改革の動向

22 *The Context of Change*

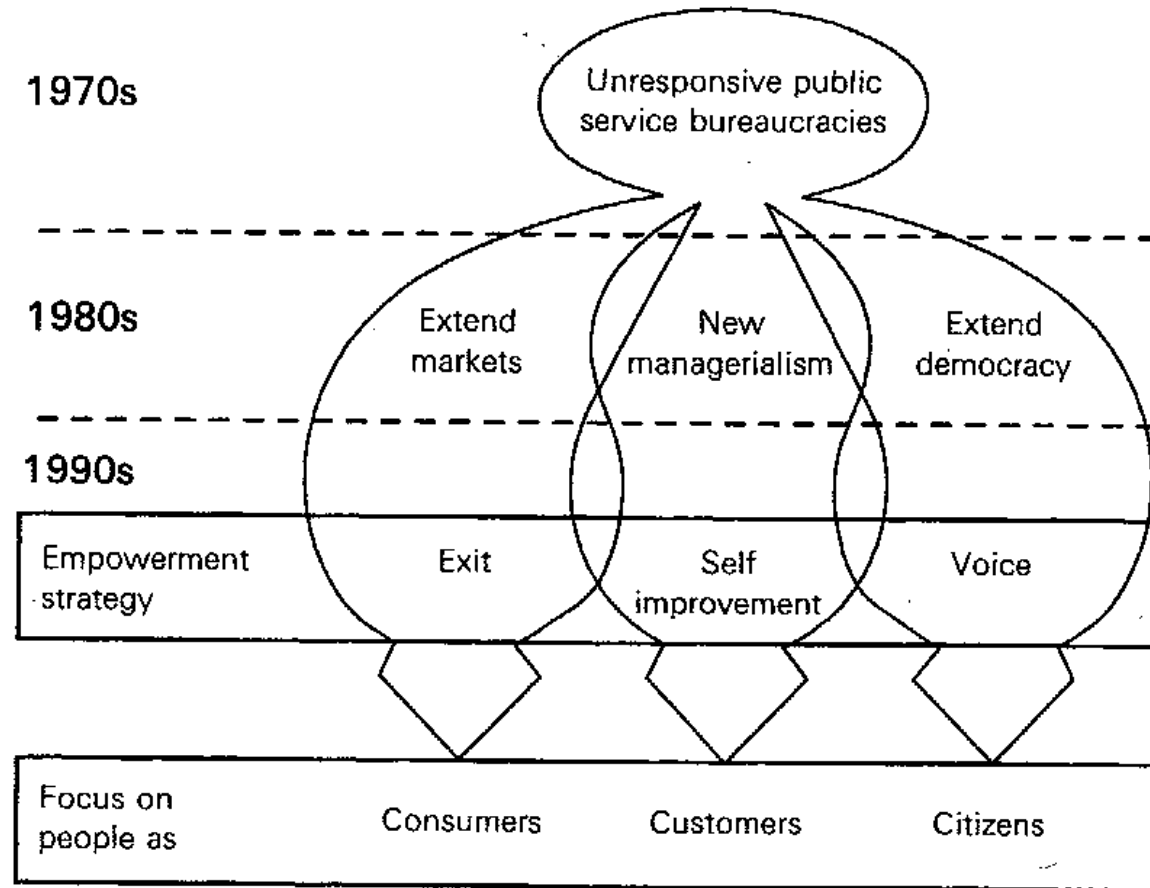
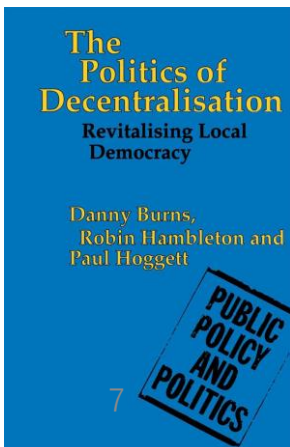


FIGURE 1.1 Public service reform strategies

The Politics of Decentralisation : Revitalising Local Democracy / by Danny Burns Robin Hambleton Paul Hoggett
Macmillan, 1994. p.22



●イギリスの地方政府における行政改革の動向

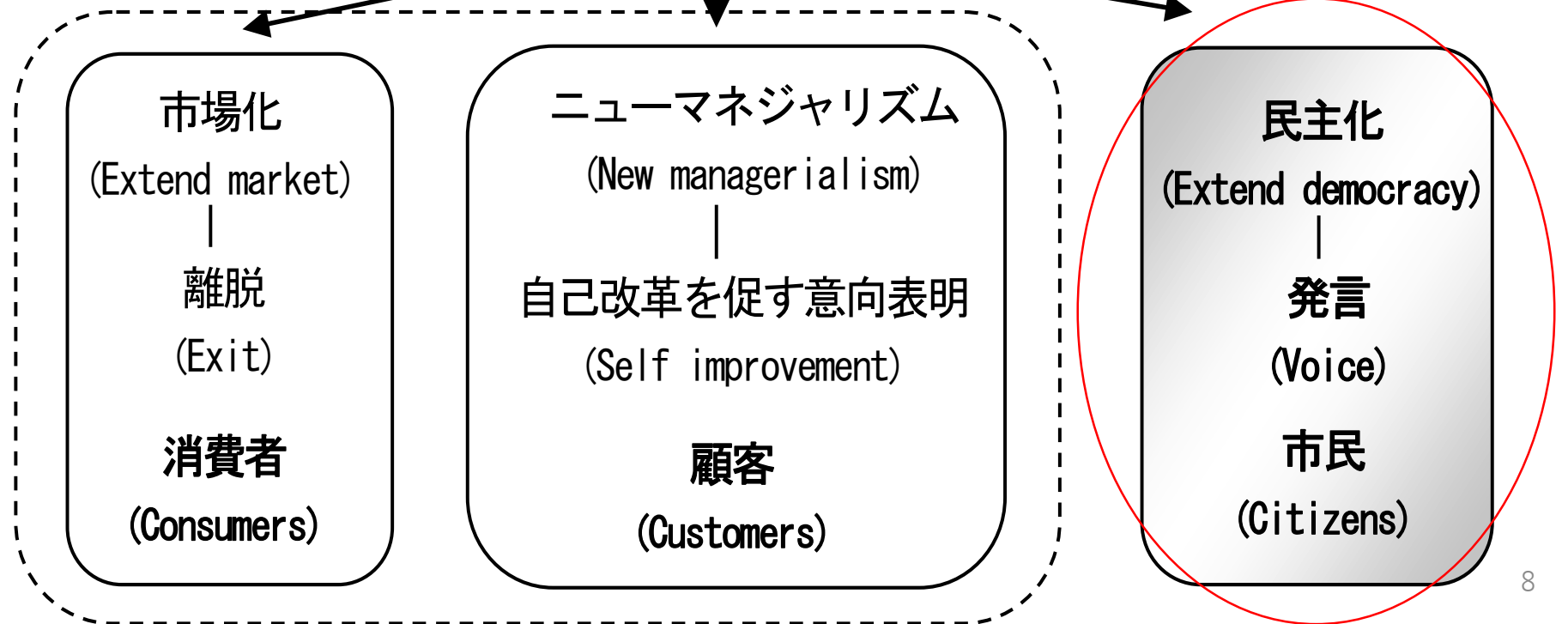
1970年代



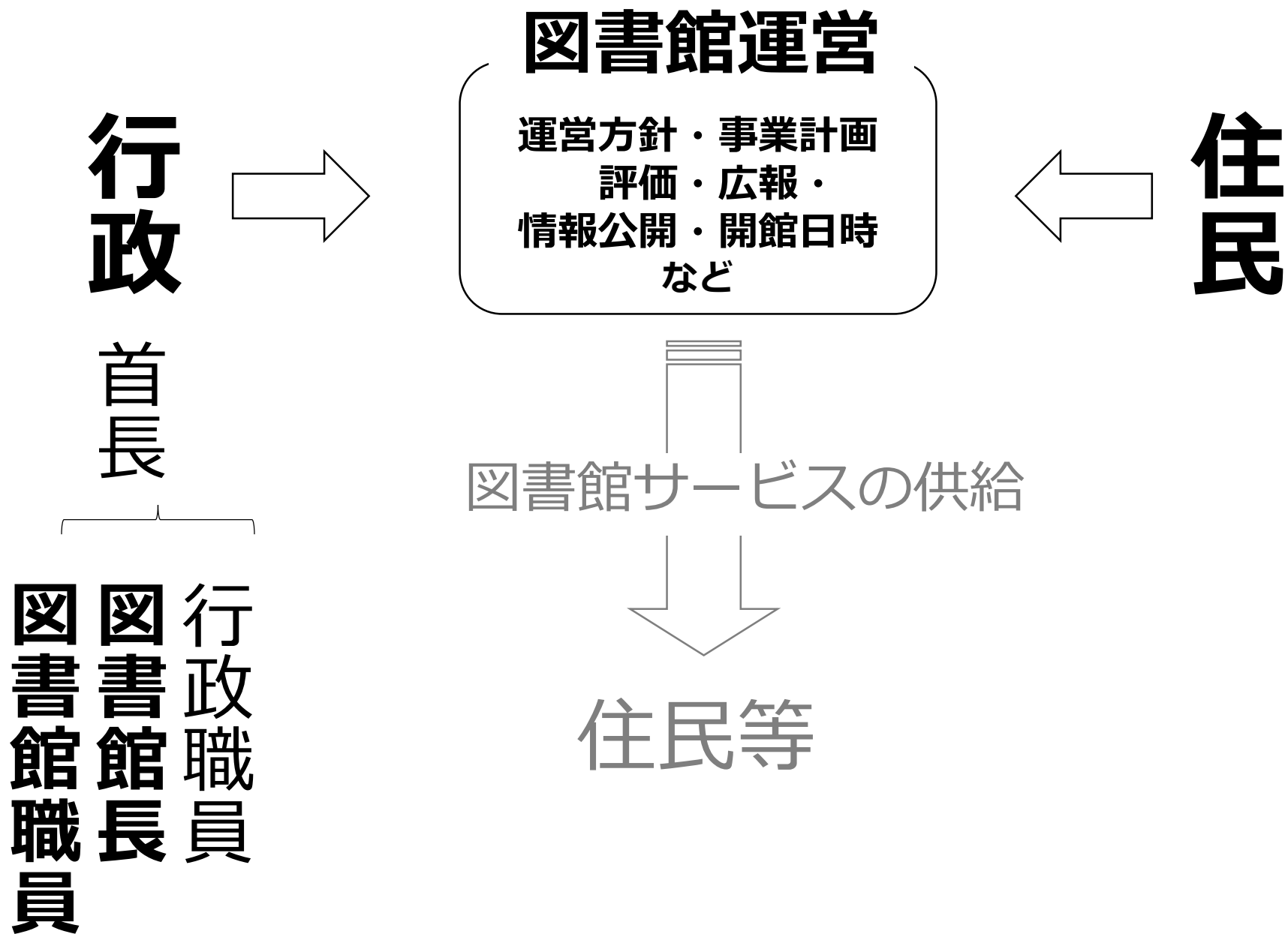
1980年代
行政改革の方向性

組織改革への圧力

(行政による)
住民の捉え方



【研究の枠組み（民主的な図書館運営）】



● 熟議民主主義論の適用

「熟議民主主義」

人々の中の理性的な熟慮と討議，すなわち熟議を通じて合意を形成することによって，集合的な問題解決を行おうとする民主主義の考え方

熟議の理由： 民主主義の政治理論． 田村哲樹． 勁草書房， 2008． 200p.

➤ 民主主義論の変遷

代表性民主主義論

(エリート競争的民主主義／集計型民主主義)

市民は投票の役割を担うのみ

政治家等による「多数決」による決定

→1960年代の政治不信による市民運動

- ・参加民主主義

参加を通じた有権者の「成長」を重視

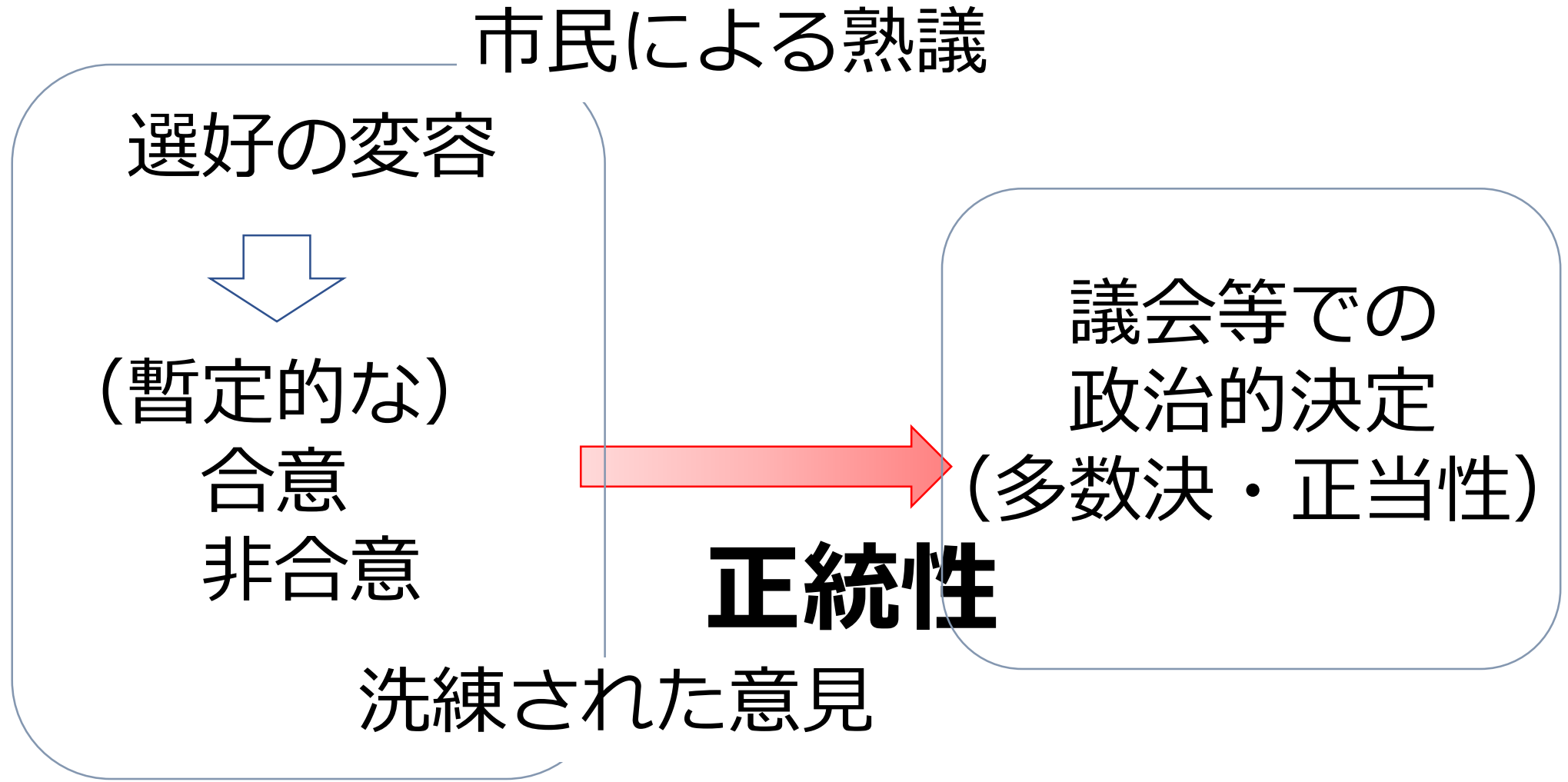
- ・熟議民主主義

政治的決定を正当化する根拠を，多様な意見，立場，利害を包摂した討議と熟慮に求める

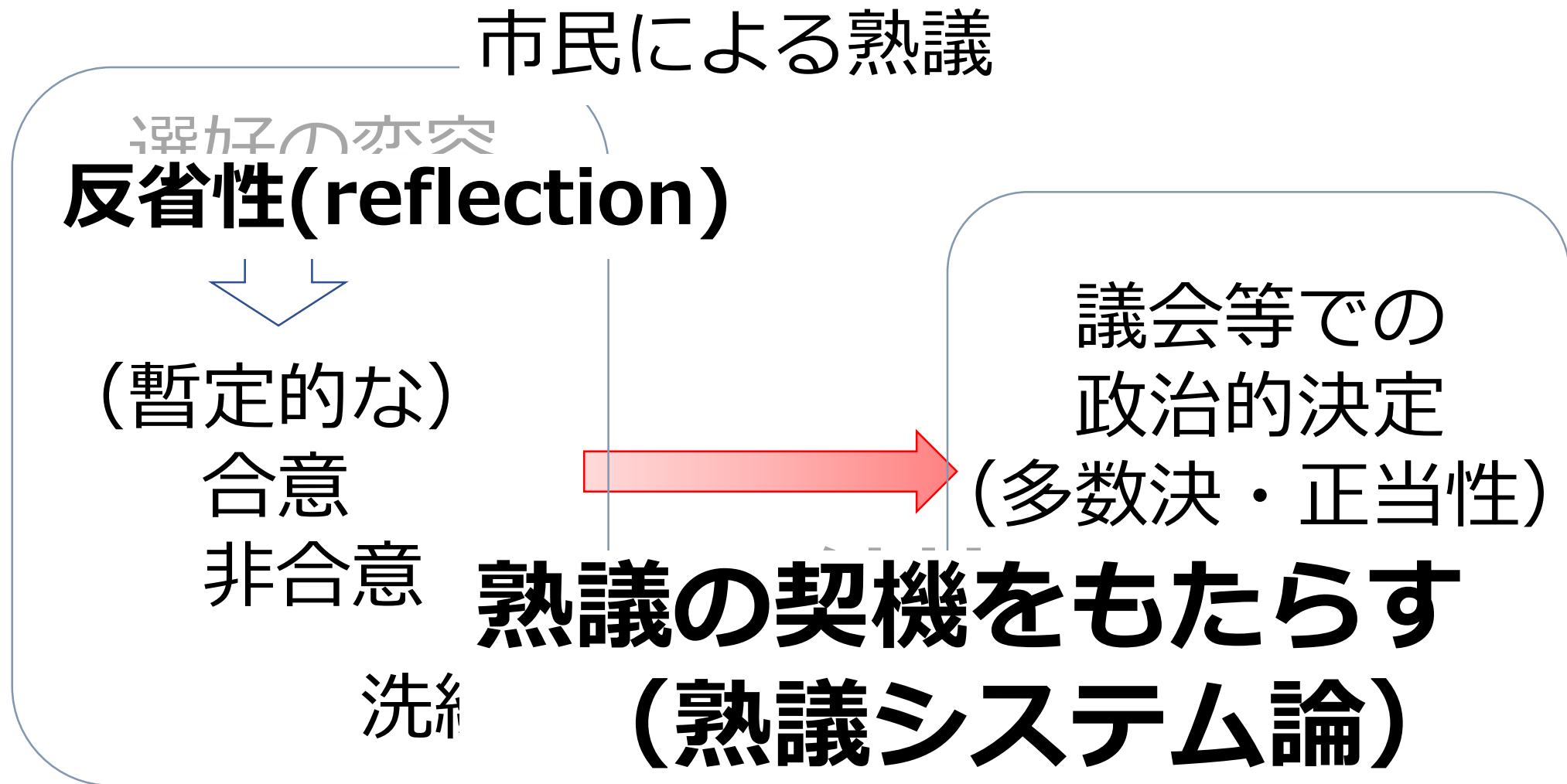
➤ 「熟議」の意義

- 1) 熟議は、その過程（理由の交換）において、人々の選好を変容させる。
- 2) 熟議は、その過程（理由の交換）において、対立する意見や少数者を考慮に入れた、人々の「（暫定的な）合意形成」と「非合意の存在確認」をする。
- 3) 熟議は、依然として「異論をもつ者」が、同時に、「決定に従う動機づけ」を持ちうる、民主的正統性をそなえることを目指す。

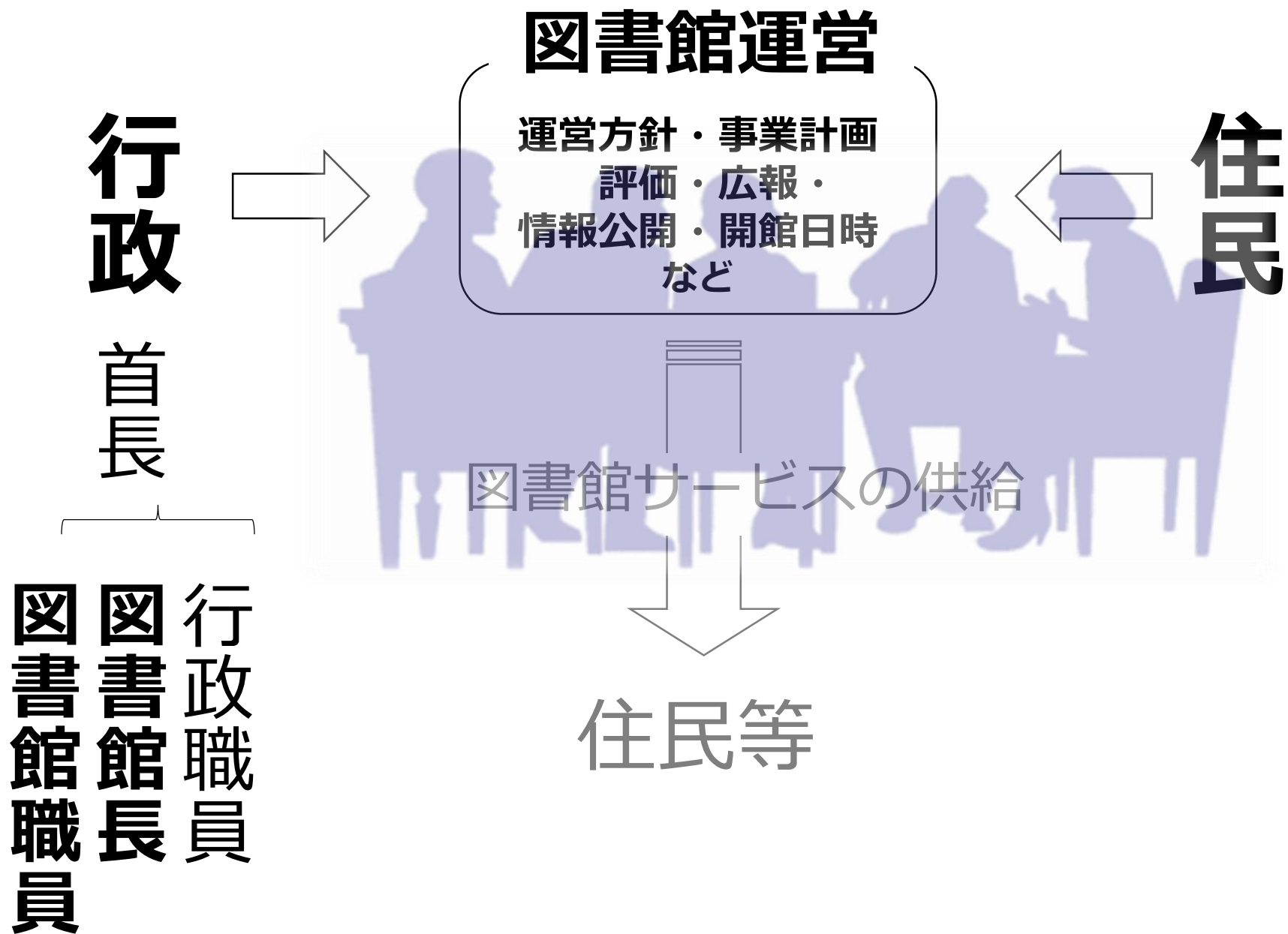
➤ 熟議民主主義の構造



➤ 熟議民主主義論の進展



【研究の枠組み（現在）】



基本的運営方針や事業計画の策定，評価，広報活動，
情報公開，開館日時の設定など

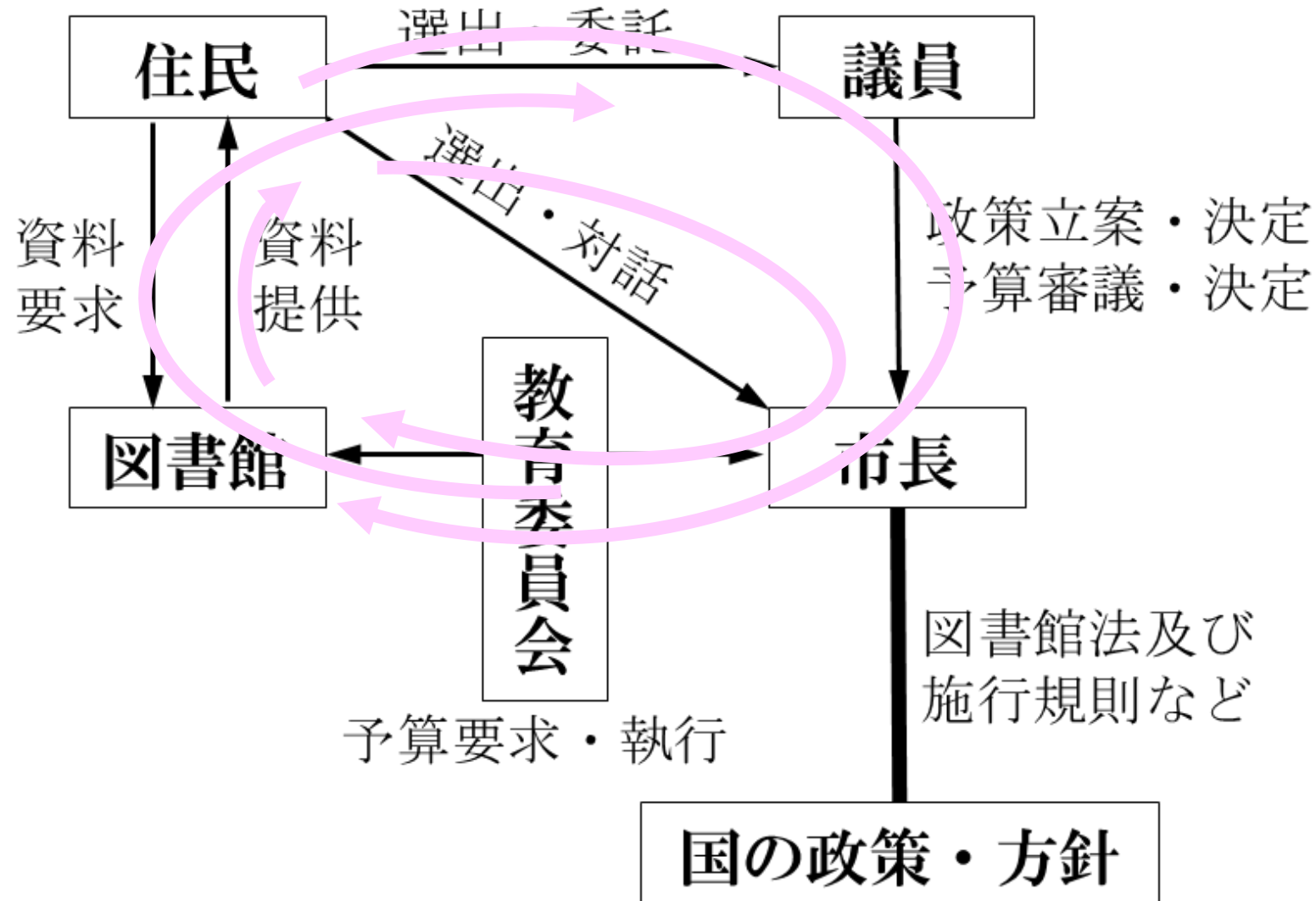
専門家（行政・図書館）に任せた方がよいのではないか？

「ローカルナレッジ」「現場知」「素人専門性」
を有する市民の参加促進
(科学技術ガバナンス論)

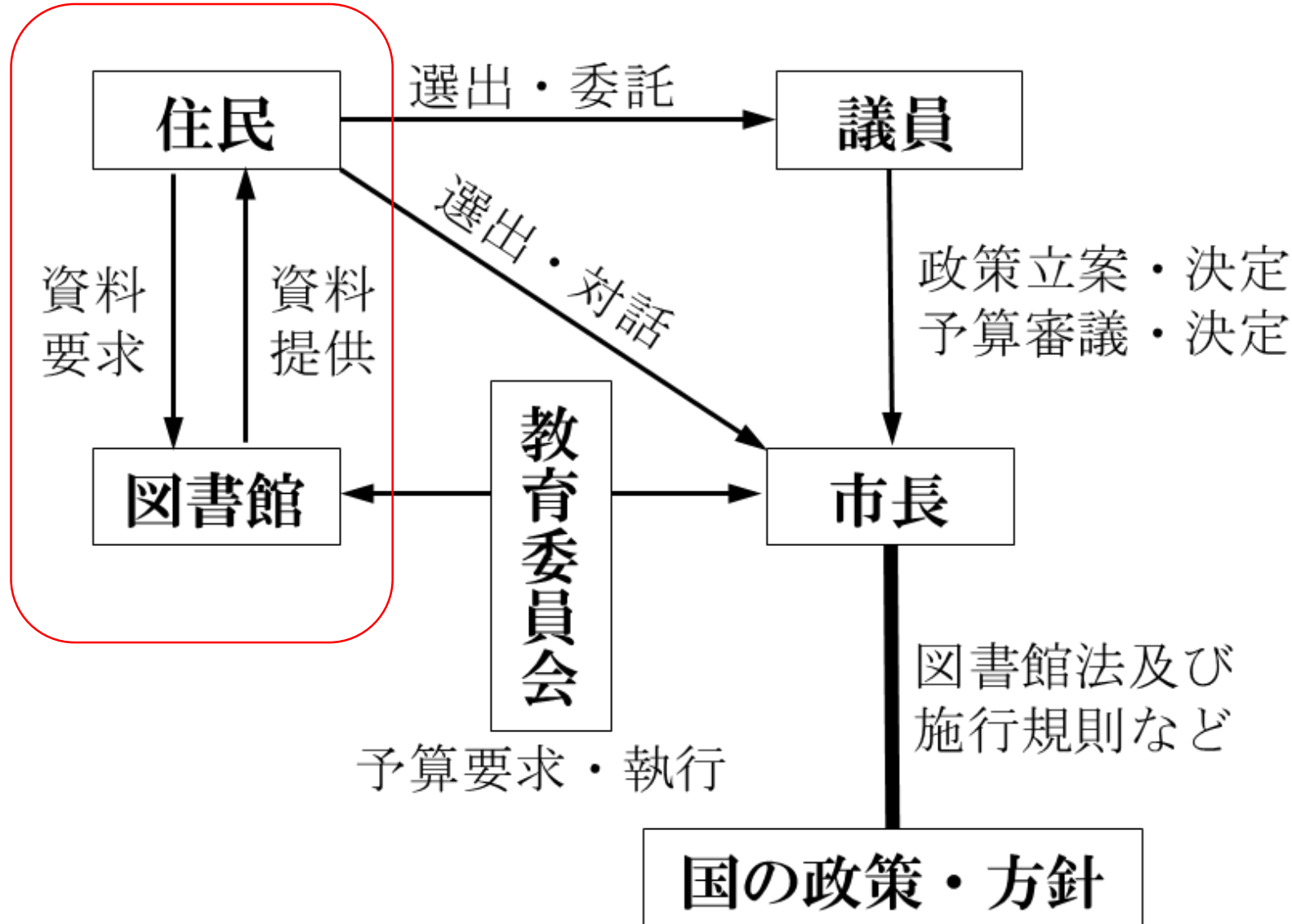
● 図書館と住民の関係の変遷

- 図書館発展のサイクル（1959年）
- 図書館運営への住民参加（1988年）
- 公共図書館と住民の関係を捉える新たな枠組み（2008年）

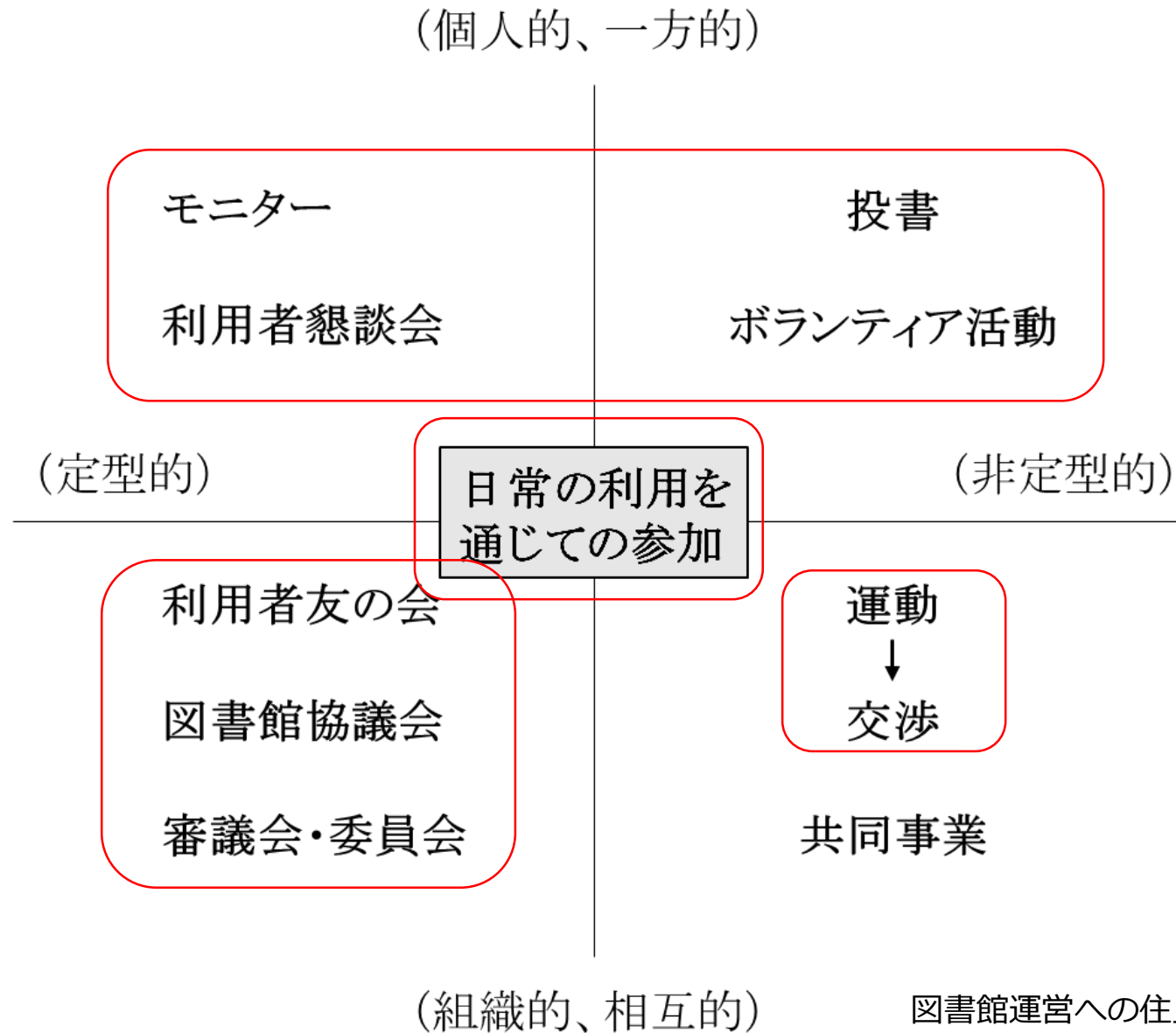
➤ 図書館発展のサイクル（1959年）



➤ 図書館発展のサイクル（1959年）



➤ 図書館運営への住民参加（1988年）



➤ 公共図書館と住民の関係を捉える新たな枠組み（2008年）

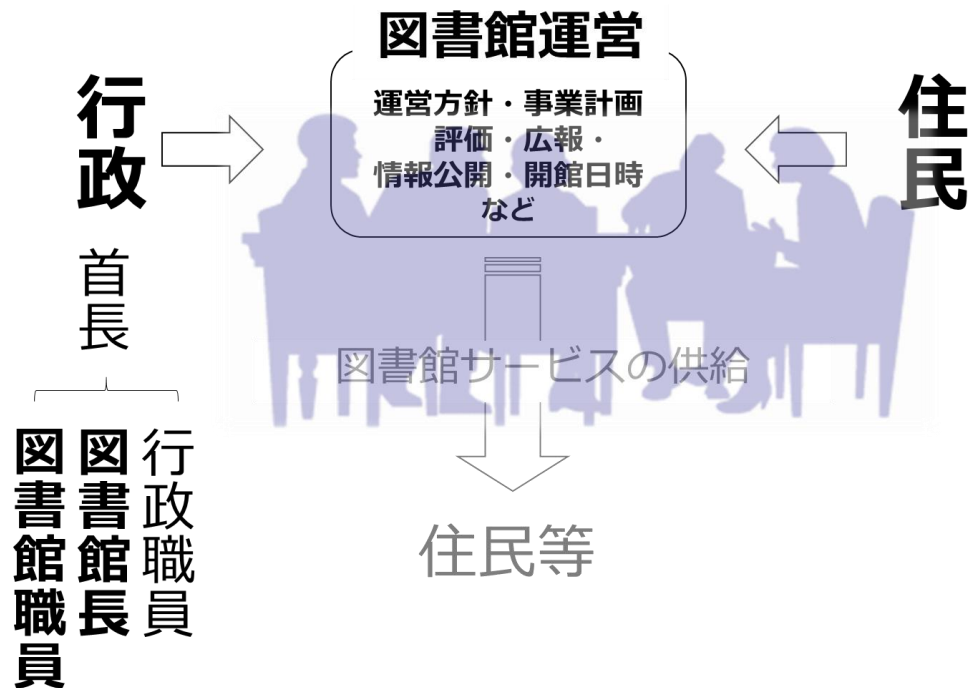
図書館の「支援者」という観点からの分類

- (1) 図書館業務に携わることによって公共図書館を支援する住民
- (2) 図書館業務には関わらないものの、
公共図書館振興のための活動を行う住民
- (3) 図書館の利用者として公共図書館を支援する住民
- (4) 図書館の利用者ではないが公共図書館を支援する住民
(コミュニティにおける図書館の存在を支持する住民)
- (5) 図書館を利用せず支持しない住民

【研究の枠組み】にもとづく図書館と住民の関係について、
理論的に明示するまでには至っていない



「実践」の蓄積による理論化の必要性



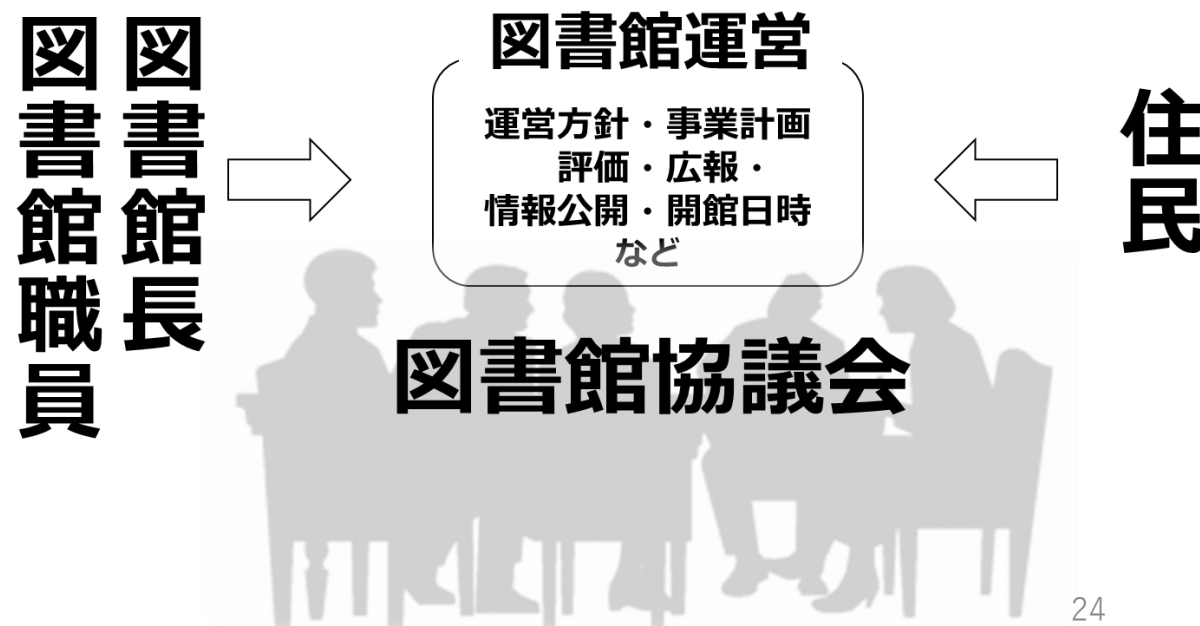
➤ 公共図書館と住民の関係を捉える新たな枠組み（2008年）

図書館の「支援者」という観点からの分類

- (1) 図書館業務に携わることによって公共図書館を支援する住民
- (2) 図書館業務には関わらないものの、
公共図書館振興のための活動を行う住民
- (3) 図書館の利用者として公共図書館を支援する住民
- (4) 図書館の利用者ではないが公共図書館を支援する住民
(コミュニティにおける図書館の存在を支持する住民)
- (5) 図書館を利用せず支持しない住民

2. 「実践」としての図書館協議会

- 図書館協議会の制度的基盤
- 地方自治体の条例・規則にみる図書館協議会の現状
- アメリカの公共図書館運営の構造
- 今後の検討課題（着眼点）
- 図書館協議会研究の意義



● 図書館協議会の制度的基盤

「図書館法」

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

- 図書館協議会の制度的基盤

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」

(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)

第二 公立図書館

1 管理運営

- (一) 基本的運営方針及び事業計画
- (二) 運営の状況に関する点検及び評価等
- (三) 広報活動及び情報公開
- (四) 開館日時等
- (五) 図書館協議会
- (六) 施設・設備

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」

(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)

(五) 図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

- 図書館協議会の制度的基盤

「図書館法」

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」

- 設置の目的，委員の選定基準について規定している

→ どのように（どのような実践によって）設置目的を実現するかは，規定されていない

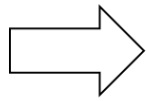
→ 各協議会や図書館長に委ねられている

● 図書館協議会の制度的基盤

“単なる住民の意見を反映させる機関ではなく、
図書館と市民との合意形成の場と考えられており、
それが適切に機能しうる前提として、 [中略]
図書館長が専門職であることが想定されていた”

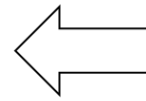
図書館協議会と住民自治. 山口源治郎. みんなの図書館. no.239,1997,p.24

図書館職員
図書館長



図書館運営

運営方針・事業計画
評価・広報・
情報公開・開館日時
など



住民

図書館協議会



● 地方自治体の条例・規則にみる図書館協議会の現状

調査目的：条例・規則の条文から把握される図書館協議会の現状を明らかにする

調査対象：47都道府県，815市（特別区を含む）

調査方法：各自治体のWebサイトで公開されている「例規集」より，図書館協議会に関する「条例」「規則」を収集し，図書館法第16の条文に沿った項目別に集計

“図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。”

➤ 設置自治体数

県（47都道府県）

市（815市区）

40（85%）

628（77%）

① 37県

② 1県（徳島県）

③ 2県（千葉県・沖縄県）

① 570市（91%）

② 20市（3%）

③ 38市（6%）



市 (19市)

町村 (14町村)

13 (68%)

**大磯町, 二宮町
湯河原町**

▶ 委員の任命基準

集計の要件：図書館法施行規則 第12条に該当する自治体

“法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。”

県（40都道府県）

市（628市区）

40（100%）

613（98%） [13]

“知識経験を有する者
“識見を有する者”
“有識者” を含む

➤ 委員の任命基準

集計の要件：「**公募**」の実施を規定する自治体

県（40都道府県）

市（628市区）

0（0%）

79（13%）[\[3\]](#)

➤ 委員の定数

	県（40都道府県）
10人以内	31（78%）
15人以内	5（13%） （秋田，埼玉，山梨，兵庫，和歌山）
その他	5人以内：1（愛媛） 7人以内：1（山形） 8人以内：1（岩手） 20人以内：1（東京）

▶ 委員の定数

	市（628市区）
10人以内	373（59%） [4]
15人以内	75（12%）
その他	<最小> 5人以内：22 [3] <最大> 30人以内：1（北九州市）

➤ 委員の任期

	県（40都道府県）	市（627市区）
2年	39（98%）	618（98%） [13]
再任	17（6%）	398（63%） [12]
解職・解任	13（33%）	114（18%） [1]

➤ 任命主体

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

	県（40都道府県）	市（627市区）
教育委員会	25（63%）	582（93%） [10]
記載なし	15（37%）	44（7%） [3]
市長		1（美濃加茂市）

➤ 図書館協議会に関するこれまでの提言

- 協議会の委員が適任者であることの重要性を指摘し、公募委員枠を設定するなどの委員の選出方法や研修を提言するもの
- 情報公開の重要性を指摘し、議事録の公開など、会議の内容を住民に周知することにより人々の関心を高めることを提言するもの

他には、どのような「あり方」が考えられるのか？

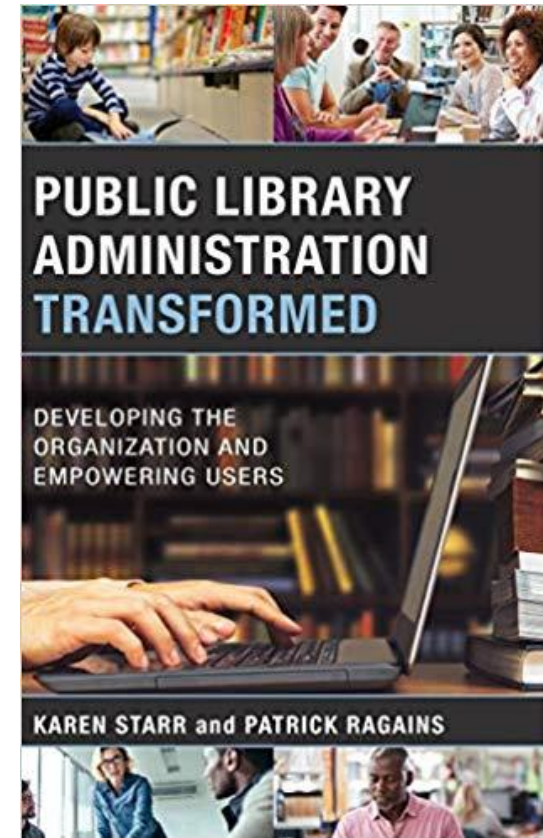
- 住民の関与を観点としたアメリカの公共図書館運営の構造

『米国の図書館事情2007』

(図書館研究シリーズNo.40) 2008

United for Libraries

Association of Library Trustees,
Advocates, Friends and Foundations



米国における公共図書館運営のガバナンス構造にみる日本の図書館運営の課題.
日本図書館情報学会春季研究集会論文集. 2019, p.41-44

地域社会

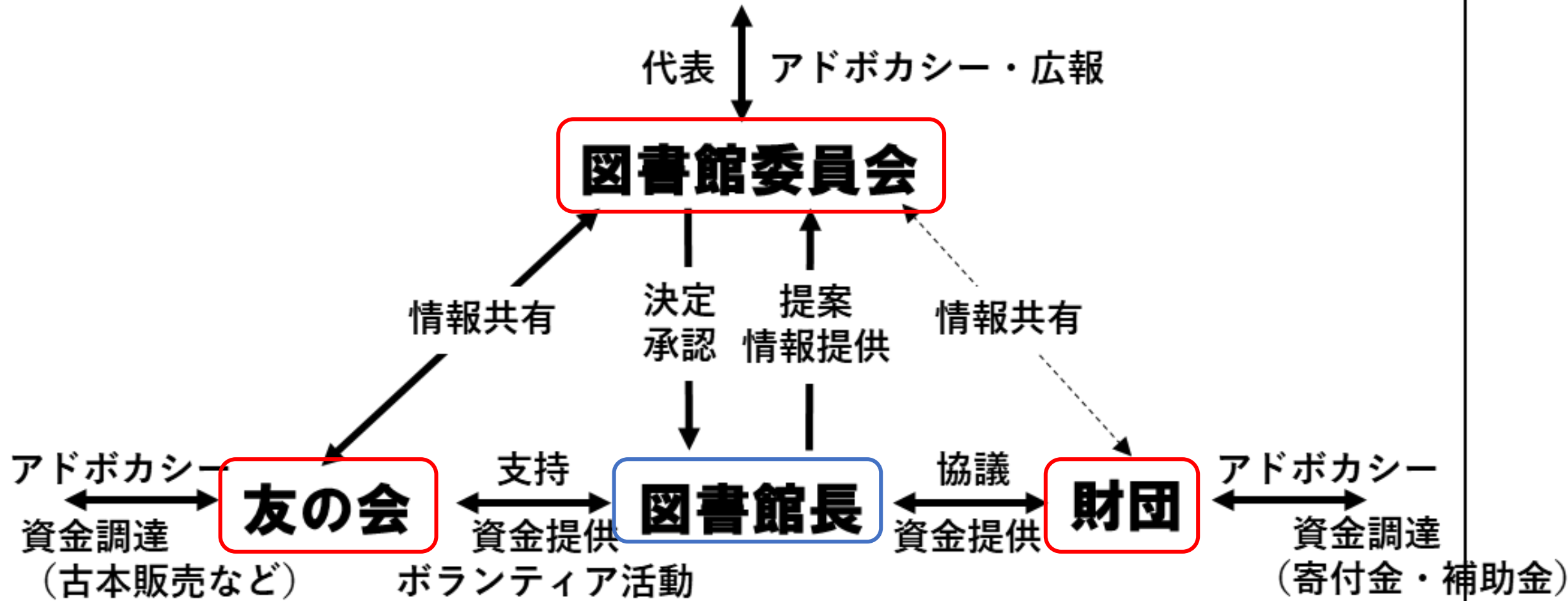
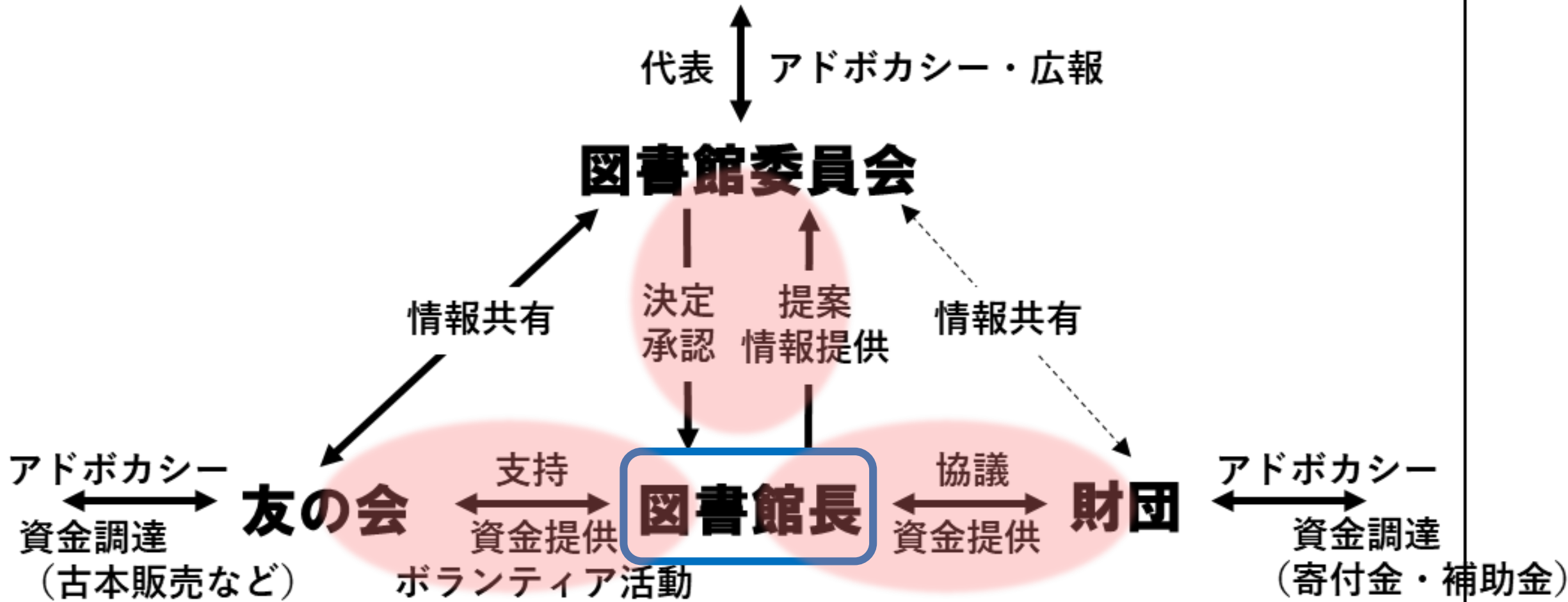


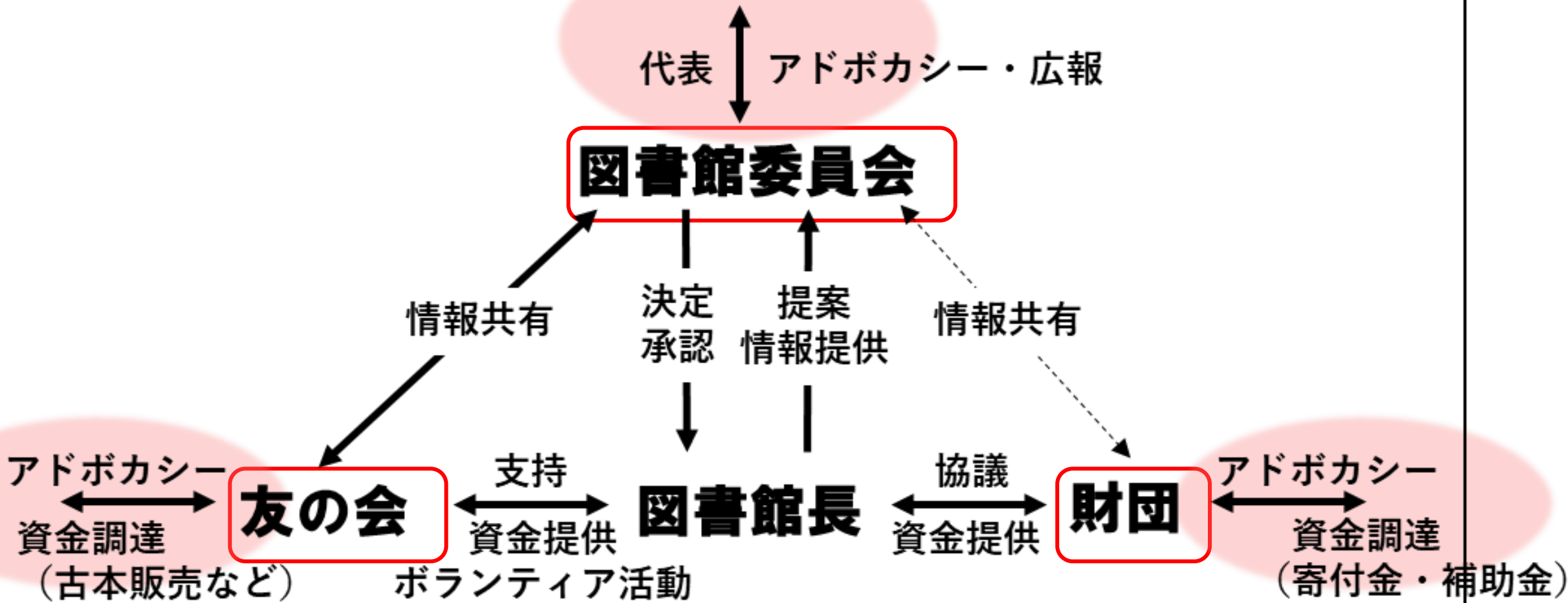
図1 住民の関与を観点とした米国の公共図書館運営の構造

地域社会



図書館長による図書館委員会・友の会・財団との
コミュニケーション・情報提供

地域社会



アドボカシー活動による
「住民－住民」関係の構築

図書館アドボカシー

“図書館と図書館員の存在意義を擁護し，図書館が現在直面する状況，すなわち，図書館で何がおきているか，充実したサービスを継続するために何が必要 [か] についてのメッセージを様々な手段を駆使して訴え，可能な限り多くの賛同者を得て，図書館への行財政支援につなげる活動”

米国における図書館アドボカシーの展開. 福田都代. カレントアウェアネス. No.294,2007, p.20-23

- 図書館協議会研究の意義

図書館と住民の関係における制度設計の追究

(少なくとも)

「望ましい基準」の改訂に向けた漸進的な取組

“われわれは結局誰もが民主制の下で委任に頼らざるを得ない。

・・・であれば、委任がうまく機能する政治をどのように構築するかが問われる。”

山田真裕「政治参加と民主政治」東京大学出版会, 2016,p.150-151

3. 注目される「実践」

おおきなかぶ月例会議（田原市図書館）



<http://www2.city.tahara.aichi.jp/section/library/info/okinakabu.html>

- 月1回，館長室にて開催
- 主催は「田原市図書館サポーターズ・おおきなかぶ」
- 図書館長と住民の協議
- 誰でも参加可能

- パラシュート作成教室
- 紙芝居「前日物語」の製作と上演，保存
- 「ゆずりは学園」の保護者の会合

など

<要件>

- 館長は「官僚的・形式的な発想」を廃し、
住民は「苦情・要望を一方向的に伝える」ことはしない

“住民と共に事業を創出するパブリックな場(public sphere)”

- 自立的に活動する地域住民の存在
- 図書館長と地域住民の仲介者の存在

4. おわりに

(県立) 図書館の取り組みとして2つの提案

ご意見をお聞かせください！